

事 務 連 絡
平成30年8月2日

各市町村教育委員会学校保健主管課
各県立学校
各教育事務所 } 様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課

「熱中症予防強化月間」の延長について

標記について、平成30年7月31日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

今後も気温の高い状態が続く見込みから、熱中症事故防止について最大限の配慮をお願いします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、貴管下の学校に周知をお願いします。

担 当：健康教育・学校安全担当 増田 博成
電 話：048-830-6963
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp

事 務 連 絡
平成30年7月31日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公私立大学担当課
各国公私立高等専門学校事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「熱中症予防強化月間」の延長について

熱中症事故の防止については、これまでも「熱中症事故の防止について」（平成30年7月18日付け事務連絡）等で、関係者に対する熱中症事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いしているところです。

7月中旬以降、晴れて気温のかなり高い日が続いており、今後も気温の高い状態は続く見込みです。熱中症にかかるリスクが高くなると見込まれるため、熱中症に十分注意する必要があるとして、政府は、7月の「熱中症予防強化月間」を、8月末まで延長することを決定しましたのでお知らせします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）、及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人、学校に対して、各国公立大学担当課におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、このことについて周知されるようお願いいたします。

○環境省熱中症予防情報サイト

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

【問合せ先】

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校安全係

tel : 03-5253-4111 (2917)

fax : 03-6734-3794